

自主点検シート（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）

《介護医療院》

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものには「該当なし」にチェックをしてください。

○「Ⅰ基本方針からⅤ変更の届出」までは、別に定める場合を除き、居宅サービス及び介護予防サービス共通とします。その際、介護予防サービスにおいては要介護を要支援に、短期入所療養介護を介護予防短期入所療養介護に、居宅サービス計画を介護予防サービス計画に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に、それぞれ読み替えてください。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
I 基本方針							
I	基本方針	要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	条例第189条	・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(介護予防)	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	予防条例第173条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 人員基準							
2	従業者の員数	【介護医療院の場合】 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法（第111条第2項）に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されているか。	条例第190条 規則第74条 予防条例第174条 予防規則第73条	・勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賃金台帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III 設備基準							
3	設備に関する基準	【介護医療院の場合】 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院を除く）を有しているか。	条例第191条 規則第75条 予防条例第175条 予防規則第74条	(目視により確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
IV 運営基準							
4	内容及び手続の説明及び同意	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。 ※重要事項とは ○運営規程の概要 ○従業者の勤務体制 ○事故発生時の対応 ○苦情処理の体制 ○第三者評価の実施状況 ○利用者のサービス選択に資すると認められる事項	条例第204条（第152条準用） 規則第4条 予防条例第182条（第134条準用）	・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	対象者	利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、サービスを提供しているか。	条例第192条 予防条例第176条	・利用者に関する記録（診療情報提供書）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	指定短期入所療養介護の開始及び終了	居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	条例第204条（第153条第2項準用） 予防条例第182条（第134条準用）	・利用者に関する記録 ・情報提供表 ・短期入所療養介護計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。	条例第204条（第10条準用） 予防条例第182条（第51条の3準用） 通知第392(3)	・要介護度の分布がわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに行っているか。	条例第204条（第11条準用） 予防条例第182条（第51条の4準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	条例第204条（第12条準用） 予防条例第182条（第51条の5準用）	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。	条例第204条（第13条準用） 予防条例第182条（第51条の6準用）	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めているか。	条例第204条（第14条準用） 予防条例第182条（第51条の7準用）	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
12	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ①居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること。 ②居宅介護支援事業者に関する情報を提供 ③その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	条例第204条（第16条準用） 予防条例第182条（第51条の9準用）	・利用者の届出書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	条例第204条（第17条準用） 予防条例第182条（第51条の10準用）	・居宅サービス計画書 ・週間サービス計画表 ・短期入所療養介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	サービスの提供の記録 介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録しているか。	条例第204条（第20条準用） 予防条例第182条（第51条の13準用）	・サービス提供票・別表 ・業務日誌 ・介護等に関する記録 ・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供しているか。		・居宅サービス計画書 ・短期入所療養介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	利用料等の受領 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。	条例第193条 規則第76条 予防条例第177条 予防規則第75条	・サービス提供票・別表 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていないか。 ①食費 ②滞在費 ③利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る費用 ④利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用 ⑤送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。） ⑥理美容代 ⑦指定短期入所療養介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要とされる費用であって、利用者負担とすることが適当な費用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	上記に掲げるサービス内容及び費用については、あらかじめ、利用者又はその家族に文書を交付して説明を行い、利用者から同意（①～④については文書）を得ているか。		・説明に使用した文書 ・同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付しているか。		法第41条第8項	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。		法施行規則第65条	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しているか。		条例第204条（第22条準用） 予防条例第182条（第52条の2準用）	・サービス提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
17 指定短期入所療養介護の取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該療養を適切に行っているか。	条例第194条	・利用者に関する記録 ・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	相当期間以上（※）継続して入所する利用者については、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 ※概ね4日以上連続して利用する場合	条例第194条 通知第392(2)①	・短期入所療養介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	条例第194条	・短期入所療養介護計画書 ・行事、日課予定表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	条例第194条 予防条例第178条	・処遇に関する記録 ・身体拘束に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たしているか。	通知第393(2)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	《身体拘束禁止の対象となる具体的行為》 身体拘束ゼロへの手引きより					
	①徘徊をしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。					
	サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例第194条 予防条例第178条	・身体拘束に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の記録は主治医が診療録に行っているか。	通知第392(2)	・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じているか。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 委員会開催日（前年度） 月 日 月 日 月 日 月 日 委員会開催日（今年度） 月 日 月 日 月 日	条例第194条 予防条例第178条 通知第392(2)	・委員会の議事録 ・身体的拘束等廃止に関する指針 ・研修計画、研修の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
17 指定短期入所療養介護の取扱方針	<p>②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (指針策定日 年 月 日)</p> <p>指針に盛り込む項目 イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>	<p>条例第194条 予防条例第178条 通知第3九2(2)</p>	<p>・委員会の議事録 ・身体的拘束等廃止に関する指針 ・研修計画、研修の記録</p>			
	<p>③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。 研修実施日(前年度) 月 日 月 日 研修実施日(今年度) 月 日 月 日</p>					
	<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>条例第194条</p>	<p>自己評価とサービスの質の改善を図ったことがわかる資料</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 (指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方針)	<p>主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p>	<p>予防条例第184条 予防規則第80条</p>	<p>・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しているか。</p>		<p>・介護予防短期入所療養介護計画書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p>		<p>・介護予防短期入所療養介護計画書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
19 短期入所療養介護計画の作成	管理者は、相当期間以上（概ね4日以上連続）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議のうえ、具体的なサービス内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。	条例第195条	・短期入所療養介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	短期入所療養介護計画は居宅サービス計画に沿った内容となっているか。また、必要に応じて変更しているか。		・居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者は、短期入所療養介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者は、短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所療養介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所療養介護計画を提供することに協力するよう努めているか。※介護予防サービスにおいても同様	通知第3九2(3) 通知第4三7(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 診療の方針	診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。	条例第196条 規則第77条 予防条例第185条 予防規則第81条	・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	診療に当たっては、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。		・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。		・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。		・利用者に関する記録 ・診療録、検査記録、処方箋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第148条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。		・利用者に関する記録 ・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	基準省令第148条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していないか。		・診療録、処方箋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	・勤務に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
21 機能訓練	利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っているか。	条例第197条 予防条例第186条	・訓練に関する記録 ・診療録 ・リハビリテーション記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
22 看護及び医学的 管理の下における 介護	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。	条例第198条 予防条例第187条	・看護及び介護の記録 ・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。		・看護及び介護の記録 ・入浴に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。		・看護及び介護の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。		・看護及び介護の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記までのほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話（支援）を適切に行っているか。		・看護及び介護の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。		・看護及び介護の記録 ・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23 食事の提供	栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しているか。 嗜好調査の実施（有（毎年 月頃）・無） 朝食提供時間（ 時 分～） 昼食提供時間（ 時 分～）	条例第199条 予防条例第188条	・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。		・配膳に関する記録 ・看護及び介護の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	通知第3九2(7) 通知第4三7(6)	・献立表 ・調理に関する記録又は日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。 夕食提供時間（ 時 分～）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	食事の提供に関する業務は事業者自ら行っているか。委託する場合は、事業者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されているか。		・業者委託の場合、契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	療養室等関係部門と食事関係部門との連携が十分に取られているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	栄養食事相談を行っているか。		・相談に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	医師又は栄養士を含む会議において食事の内容の検討を行っているか。		・検討に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24 その他のサービスの提供	適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	条例第200条 予防条例第189条	・事業計画（報告）書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。		・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
25	利用者に関する市町村への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。</p> <p>①正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。</p> <p>②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>条例第204条（第27条準用） 規則第81条（第7条準用）</p> <p>予防条例第182条（第52条の3準用） 予防規則第79条（第16の2準用）</p>	<p>・市町に送付した通知に係る記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	管理者の責務	<p>事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われているか。</p>	<p>条例第204条（第56条準用）</p>	<p>・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>事業所の従業者に短期入所療養介護の運営に関する基準を遵守させるため、管理者により必要な指揮命令が行われているか。</p>	<p>予防条例第182条（第54条準用）</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	運営規程	<p>指定短期入所療養介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数（※1）及び職務の内容 ③指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④通常の送迎の実施地域 ⑤施設利用に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項（※2） ⑧その他運営に関する重要事項</p> <p>※1 従業者の員数は「〇人以上」と記載できる ※2 組織体制（責任者、研修）、発生時の対応</p>	<p>条例第201条 施行規則第78条</p> <p>予防条例第179条 予防規則第76条</p>	<p>・運営規程</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	勤務体制の確保等	<p>利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めているか。</p>	<p>条例第204条（第108条準用） 予防条例第182条（第121条の2準用）</p>	<p>・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>当該介護医療院の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。</p>	<p>通知第3六三（5）準用</p>	<p>・職員勤務表</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>		<p>・勤務表 ・雇用契約書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>事業所従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。 その際、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第204条（第108条準用） 予防条例第182条（第121条の2準用）</p>	<p>・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。（カスターマナーハラスメントを含む。R8.10月義務化予定）</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
29 業務継続計画の策定等	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。 策定日 年 月 日 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>ア感染症に係る業務計測計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症取り組みに向けた取り組みの実施、備品の確保等 b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例第204条（第32条の2準用） 予防条例第182条（第55条の2の2準用） 通知第3九2(9)</p>	・業務継続計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>短期入所療養介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施しているか。 研修実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p> <p>訓練実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p>		・研修・訓練記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30 定員の遵守	<p>次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p> <p>介護医療院である場合は、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において、入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	<p>条例第202条 規則第79条 予防条例第180条 予防規則第77条</p>	<p>・利用者名簿 ・運営規程 ・利用者数及び入所者数がわかる名簿、記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31 非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的計画（※）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者及び利用者に周知しているか。 計画策定日 年 月 日</p>	<p>条例第204条（第110条準用） 予防条例第182条（第121条の4準用） 通知第3六3(7)準用</p>	・消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画 ・避難訓練等の実施記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。</p> <p>非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 訓練実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
32 衛生管理等	<p>利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。</p>	<p>条例第204条（第144条準用） 規則第55条の2 予防条例第182条（第122条準用） 予防規則第49条の2 通知第392(11)</p>	<p>・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っているか。</p>		<p>・研修等参加記録 ・指導等に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じているか。</p>		<p>・感染症対策マニュアル等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>①当該指定短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>（開催日） 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p>		<p>・議事録等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>②当該指定短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（指針の策定日） 年 月 日</p> <p>指針に盛り込む項目</p> <p>ア 平常時の対策</p> <p> a 業所内の衛生管理（環境の整備等）</p> <p> b ケアに係る感染対策等（手洗い、標準的な予防策等）</p> <p>イ 発生時の対策</p> <p> a 発生状況の把握</p> <p> b 感染拡大の防止</p> <p> c 医療機関・保健所・市町との連携</p> <p> d 行政等への報告 等</p>		<p>・感染症の予防及びまん延防止指針</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>③当該指定短期入所療養介護事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（各々1回以上）に実施すること。</p> <p>研修実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p> <p>訓練実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p>	<p>・研修・訓練の記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
33 掲示	<p>事業所の利用者が見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。（R7.4.1からはウェブサイトに掲載すること）</p>	<p>条例第204条（第34条準用） 予防条例第182条（第55条の4準用）</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
34 秘密保持等	従業者及び管理者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	条例第204条（第35条準用） 予防条例第182条（第55条の5準用）	・誓約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。		・就業時の取り決め等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得ているか。		・利用者及び家族の同意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例第204条（第37条準用） 予防条例第182条（第55条の7準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36 苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じているか。また苦情に関する市町・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っているか。	条例第204条（第38条準用） 予防条例第182条（第55条の8準用） 通知第3-3(28)準用	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：		・市町への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存しているか。 ・苦情を処理するために講ずる措置の概要等についてサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載しているか。 ・事業所に掲示しているか。 ・ウェブサイトに掲載しているか。 （掲載場所） <input type="checkbox"/> 事業所のホームページ <input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表システム		・重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37 地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	条例第204条（第39条第1項及び第166条準用） 予防条例第182条（第55条の9、第141準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行うよう努めているか。		・地域交流に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催しているか。 【経過措置R9.3.31までは努力義務】	条例第204条（第166条の2準用） 予防条例第182条（第141条の2準用）	・委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
42 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	条例第203条 規則第80条	・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日（利用者との契約終了によりサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。 ①短期入所療養介護計画 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 ⑥市町村への通知に係る記録		予防条例第181条 予防規則第78条の2	・短期入所療養介護計画書 ・サービス提供記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・苦情の記録 ・事故の記録 ・市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・利用者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しているか	条例第203条 予防条例第181条	服薬管理手引書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・利用者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しているか。	条例第203条 予防条例第181条	預り金手引書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V 変更の届出等						
45 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出ているか。	法第75条第1項、 第115条の5第1項	・届出書類の控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

法施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

条例：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第63号）

規則：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県規則第18号）

予防条例：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第64号）

予防規則：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県条例第19号）

基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）